

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鋸 南 町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.94%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.78%
全職員	76.95%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.63%
本庁課長補佐相当職	98.33%
本庁係長相当職	99.58%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.77%
31～35年	88.27%
26～30年	96.02%
21～25年	85.46%
16～20年	94.48%
11～15年	107.38%
6～10年	97.61%
1～5年	106.97%

【説明欄】

・ 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、74.5%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が開く要因となっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。